

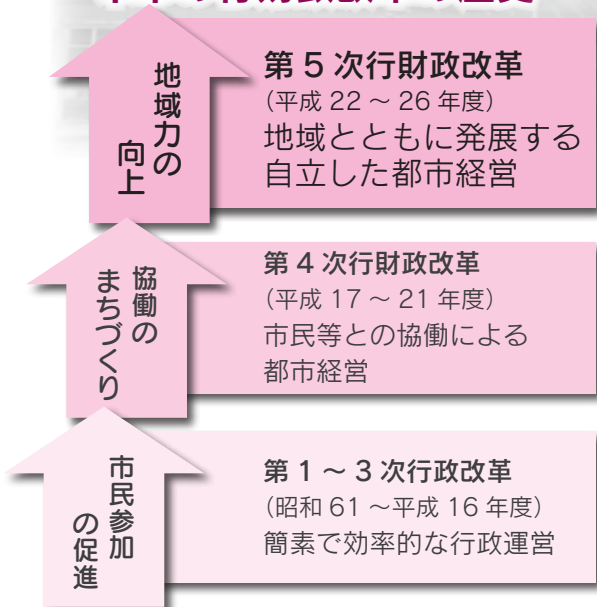
新たな行財政改革の 取り組み

昭和 61 (1986) 年から取り組んできた本市の行財政改革は、平成 22 年度から第 5 次の改革に取り組んでいきます。

市民のみなさんに満足していただける行政サービスの提供と、安定した財政基盤の構築のための、改革の取り組みについて紹介します。

問い合わせ先 市役所本庁舎行財政改革課 ☎(0857) 20-3164

本市の行財政改革の歴史



第5次大綱のめざすところ

昭和 61 年に開始した第 1 次行政改革大綱では「簡素で効率的な行政運営」を目標に定め、市民参画の促進に努め、第 3 次改革まで同様のテーマで取り組みました。平成 17 年に始まった第 4 次大綱では、「市民等との協働による都市経営」のため、協働のまちづくりを推進しました。来年度から始まる第 5 次大綱では、市民のみなさんとの協働を進め、地域の課題対応力を高めます。また、限られた財源の中で、事業の選択と

集中を一層強化して、安定した財政基盤の構築と、簡素で効率的な市役所の執行体制づくりを進め、「地域とともに発展する自立した都市経営」をめざします。

5年間の目標

第 5 次大綱は、平成 22 ～ 26 年度の 5 カ年間で実施期間としていきます。この間に、次の 2 点を実現することとします。

- ① 地方債（借入金）の償還や資金不足に備え、安定した行政サービスを提供するための基金（貯金）を 25 億円以上まで積み立てます。
- ② 行政サービスの向上や改革意欲の高い組織風土づくりのため標準的な事務処理を、現在より平均 20% 以上スピードアップします。

3つの柱

1 市民等との協働の推進

市民のみなさんとともに、より良いまちづくりを行うため、わかりやすさを重視した情報提供や、市民ニーズの把握

など、情報交換を積極的にを行います。

自主的なまちづくり活動や市民・事業者・NPO などの連携を支援したり、市の事業領域の見直しにより民間活力を活用したりして、市民のみなさんと行政との適切な役割分担を行い、参画と協働のまちづくりを一層推進します。

2 持続可能で安定した財政基盤の確立

事務事業の「スクラップ・アンド・ビルド」を一層進めながら、優先度の高い事業へ限られた財源を重点配分するしくみを作ります。

また、市有資産の効率的な管理・利活用や、債務の圧縮に努めます。

3 効率的な業務プロセスと高度な執行体制の確立

あらゆる施策に「計画↓実施↓点検・評価↓見直し」のサイクルを組み込み、目標管理型の施策実施に取り組みます。

また、多様な行政ニーズや行政課題に即応できる改革意識の高い組織風土づくりに取り組みます。

第5次行財政改革大綱の体系と主な取り組み

市民等との協働の推進

- ①参画と協働によるまちづくりの推進
「鳥取市協働のまちづくり基本方針（仮称）」に沿った取り組みを推進します。
- ②地域力向上に合わせ進める都市経営の推進
地域課題をビジネス的発想で解決したり、地産地消の取り組みをネットワーク化したりして、地域の活力を都市づくりに活かします。
- ③行政の事務・事業領域の見直しおよび適切な業務分担
事業の外部委託や民営化を推進します。
- ④市民ニーズの把握と的確な対応の徹底による市民満足度の向上
「市民の声」データベースや市民満足度調査などを活用し、市民満足度の向上に努めます。
- ⑤行政手続・情報公開の適正化および情報提供の推進
ホームページや市報などを活用し、広報媒体の特性を活かした効果的な情報提供を行います。

持続可能で安定した財政基盤の確立

- ①長期的に持続可能な健全財政の堅持
補助金の適正化や外部団体への負担金の適正化を図ります。
- ②税・税外収入の収納率の向上および使用料などの適正化
「コンビニ収納」や効率的な徴収体制を検討します。
- ③市有資産の効率的な管理と整理・利活用の推進
公共施設の整理・統廃合を進めるとともに、未利用財産の利活用を図ります。
- ④成果、優先度などに基づく事業の整理合理化
事業評価のしくみの強化などを進め、各部が主体的に行う事業の選択と予算配分における説明責任を高めます。
- ⑤経費の節減合理化
入札制度の効果的な運用、環境に配慮した事業執行により経費を節減します。
- ⑥外郭団体の経営健全化の促進
外郭団体の経営改善や統廃合の取り組みを進めます。
- ⑦公営企業などの経営健全化の推進
水道や病院、下水道などの経営の健全化を進めます。
- ⑧新たな歳入確保につながる施策の推進
経済活性化戦略、雇用創出プランなどにより、地域経済の活性化を推進します。

効率的な業務プロセスと高度な執行体制の確立

- ①総合計画における戦略的な事業執行管理の徹底
総合計画を戦略的に実行するため、毎年進捗管理を行います。
- ②電子自治体の推進
情報化推進方針に基づき、各種事務事業の効率化を進めます。
- ③業務実施手順の改善と業務執行の適正化による経営品質の向上
各種事務事業の品質の向上、手順の簡素化などを推進します。
- ④組織・機構の見直し
本庁、支所の効率的な組織体制の整備や職員配置などを行います。
- ⑤人的資源の有効活用
行政経営感覚の向上、活力ある職場環境づくりのための職員研修を行います。
- ⑥定員管理の適正化
定員適正化計画に沿って、職員の採用や組織・機構の見直しを行います。
- ⑦職員評価制度の見直しおよび給与制度の運用の適正化
公平性、客観性、透明性のある職員評価制度の運用を図ります。

※詳しくは、本市ホームページをご覧ください。